

機械警備業務委託契約条項案

収入
印紙

群馬県立高崎工業高等学校 校長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）とは、機械警備業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、群馬県立高崎工業高等学校の校舎及び当該敷地内に所在する建物等（以下「校舎等」という。）の火災・盗難及びその他の事故を防止し、安全を確保するため機械警備業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 契約期間中における各年度の3月31日までに甲又は乙から契約を解除する等の通告がないときは、同一の条件のもと各年度における予算の範囲内で契約を継続することができる。

（委託料）

第3条 委託料は、次のとおりとする。

契約金額 金 _____ 円（5年間総額）
（うち消費税及び地方消費税の額金 _____ 円）
契約年額 金 _____ 円（1年間の額）
（うち消費税及び地方消費税の額金 _____ 円）
契約月額 金 _____ 円（1ヶ月の額）
（うち消費税及び地方消費税の額金 _____ 円）

2 前項の委託料は月払いとし、警備の実績が1ヶ月に満たない場合は、日割り計算によるものとする。

（実績報告及び検査）

第4条 乙は、翌月5日までに本件業務に関する実績報告書（月次報告書）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実績報告書を受理した日から10日以内に、本件業務の実績について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第5条 乙は、毎月の委託料請求書を翌月15日までに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めるときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(委託内容)

第6条 本件業務の内容は、別に定める機械警備仕様書のとおりとする。

(契約保証金)

第7条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(警備内容の変更)

第8条 乙は、やむを得ない理由により警備業務が一時的にできなくなった場合は、その期間中甲の承認を得て、警備内容を変更し、又は警備業務を中止することができる。

(秘密の保持)

第9条 乙は、警備業務の遂行にあたり知り得た甲の秘密及び第三者の秘密を他に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第10条 甲は、本件業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙の本件業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部または一部を再委託することができない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(解除等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又

は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第15条 乙が、第13条第2項並びに第14条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第 16 条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(警備員等の傷害)

第 18 条 甲は、乙の警備員等が職務の遂行中に受けた傷害、その他の損害については責めを負わないものとする。ただし、甲の責めに帰するものについては、この限りではない。

(免責事項)

第 19 条 乙は、次の各号に起因する障害については、切責めを負わないものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により生じた一切の損害
- (2) 警備装置が正常に作動したにもかかわらず、乙の責めに帰することのできない理由で通信回線による送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害
- (3) 甲の責めに帰すべき理由により警備装置が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害
- (4) 甲の故意または重大な過失に基づく場合

(契約の費用)

第 20 条 本契約業務遂行のための警報装置は、乙が設置し乙の所有に属する。

- 2 警報装置の設置に伴う関連工事(窓・扉等の改修、電源その他の工事をいう。)は、甲の負担とする。
- 3 甲の都合により、契約期間中に警報装置を移設する場合の工事費は、甲の負担とする。
- 4 契約の解除又は終了により、警報装置を撤去する場合の経費は、乙の負担とする。
- 5 甲の責任により警報装置を破損あるいは損失した場合の修繕費は、甲の負担とする。

(施設・設備の変更通知)

第 21 条 甲は、校舎等の増改築及び付帯する構造の機能変更等を行うときは、変更予定日の 1 ヶ月前までに文書をもって乙に通知するとともに、警備要領の検討を求めるものとする。

(契約内容の改定)

第 22 条 本契約締結後、新たに警報装置の移動、変更並びに機能の追加等が必要と認められる場合は、甲乙両者協議し警備委託内容を改定できるものとする。

(機器の撤去)

第 23 条 契約の解除又は終了により警報装置を撤去する場合、乙は、警報装置の取り付けの必要上校舎等に施された穴等の補修を行うものとする。

ただし、甲においてその必要がないものと認めたときはこの限りではない。

(信義則)

第 24 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 住所 群馬県高崎市江木町 700 番地
氏名 群馬県立高崎工業高等学校
校長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ⑧